

## 「市民自治によるまちづくり基本条例」策定に向けた提言書のポイント

### 1. 全体の目的とねらい

この提言書は、市民が主体となり、自らまちづくりを進めていくために、市民がどのような権利があって、どのような役割を果たさなければならないのか、をまとめています。さらに、まちづくりの主役を改めて市民と定義した際に、議会や行政がどのような役割を果たす必要があるのか、といった視点でまとめています。

なかでも、町内会や連区などの地域で活動する地域活動団体と、ボランティア活動や市民活動に団体などのNPOはまちづくりの重要な役割を果たすと考えています。

また、西成連区で現在進められている地域づくり協議会の取り組みを条例として明確に位置づけ、全市で拡げていくことを提言しています。

なお、上記目的を達成するために、新たな条例として、住民投票条例、議会基本条例の制定が望まれる、としています。

### 2. 提言の概要とポイント

#### 名称・前文

市民自らがまちづくりを主体的に進めていくことを表すために、名称を「市民自治によるまちづくり基本条例」としています。

#### 第1章 総則

目的として「市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにし、市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定め、」「そのために必要な、議会や行政の役割と責務を明らかにします。」とし、この条例を一宮市の最高規範として位置づけています。

また、市民が主人公となってまちづくりを進めるために、次の4つの原則を提案しています。

「市民自治がまちづくりの基本であること。」

「市民参加が保障されること。」

「市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。」

「まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。」

「まちづくりは効率的・効果的に行われること。」

## 第2章 市民参加のまちづくり

市民の権利として、次の2つを提案しています。

「参加する権利があります。」

「情報を知る権利があります。」

そのために、行政は情報公開・参加の機会の提供を進める必要があるとしています。

また、市民の責務として、次の2つを提案しています。

「市民はまちづくりに積極的に協力、関わります。」

「地域活動団体、NPO等は情報を市民に積極的に公開します。」

そのために、市民は情報を議会・行政と共有すること、議会・行政の活動を評価していくこと、が必要であるとしています。

また、議会による間接民主主義制度を補完するしくみとして、住民投票制度に関する条例を定める必要があるとしています。

## 第3章 市民自治の仕組み

町内会などの地域活動団体と、ボランティア団体、NPO法人などのNPOをまちづくりの主要な担い手であると位置づけ、議会や行政と対等な立場で、協働でまちづくりを行うこととしています。また、その地域活動団体、NPOを市民、議会、行政が積極的に支援していくことが必要であるとしています。

さらに、一宮市に住む住民自らが、身近な地域課題の解決をめざして、地域づくり協議会を住民自ら設置することができる、としました。協議会の区域は、原則として連区を一地域としています。

## 第4章 市民のための議会

議会の役割として、以下の3つを提案しています。

市の重要事項の決定および、行政に対する監視・評価を行うこと。

市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報公開を図ること。

政策立案や、政策提言を積極的に行うこと。

また、市民に開かれた議会となるよう、情報公開、市民参加をすすめる、としています。

さらに、これらの役割を議会自らが再定義してもらうために、議会基本条例の制定を望む、としています。

## 第5章 市民のための行政

市長は、「市民との協働の推進、健全財政をはかり効果的・効率的で質の高い事業を行う責務があり」、市の執行機関は「公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に、行政活動を実施します。」としています。

また、より健全な財政の確立に努めること、を提案しています。

## 第6章 実効性の確保

この条例の実効性を確保する仕組みとして、市民が参加する「評価のための市民委員会」の設置を提案しています。また、この条例の全体の見直しを、4年をめぐりとして行うことを提案しています。